

国家公務員法の一部を改正する法律案要綱

第一 人事管理の厳格化

職員の人事管理は、人事評価に基づいて、適切かつ厳格に行われなければならないこと。

(第二十七条の二関係)

第二 給与における国の財政状況の考慮

職員の給与は、その官職の職務と責任に応ずるものであり、かつ、国の財政状況が考慮されるものでなければならないこと。

(第六十二条関係)

第三 人事評価における相対評価の導入

人事評価は、相対評価により行わなければならないこと。

(第七十条の三関係)

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第六は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第五 経過措置

第三は、この法律の施行の日以後に開始する評価期間（定期的に行われる人事評価に係る一年の期間をいう。）において行われる人事評価について適用すること。
（附則第二条関係）

第六 関係法律の整備等

自衛隊法の改正その他関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。

（附則第四条関係）

第七 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。